

定期外の交通費に関する規則

第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会(以下、本会とする。)の理事及び総務に支給する交通費について定めることを目的とする。

(交通費)

第二条

交通費とは、本会の業務の遂行のため交通機関を利用する際に支払う料金のことをいう。

■ 第二章 交通費の支給範囲

(交通費の支給)

第三条

- 一 交通費は、原則として、自らの有する定期券の適用範囲外において、自宅、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスから東京大学駒場キャンパス又はその他の用務地までの最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、これにより難しい場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。
- 二 交通費の支給を受けようとする理事等は、原則として移動完了後、別に定める申請書に必要な資料を添えて本会に請求しなければならない。
- 三 理事会は、交通費の支給にかかる請求内容が合理的かどうかを判断し、支給の可否及び支給する金額を決めなければならない。
- 四 六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる交通費については、これを請求することができない。
- 五 総務候補者は、総務として理事会で承認された後に限り、その承認前に行った業務分にかかる交通費を本会に交通費を請求することができる。

(窓口業務に伴う交通費の支給範囲)

第四条

- 一 理事又は総務が、窓口業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、本会が合理的な支給額を計算する。

- 二 窓口業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(一般業務又は学外への移動に伴う交通費の支給範囲)

第五条

- 一 理事又は総務が、一般業務の遂行のために居住地又は東京大学本郷キャンパスと東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。
- 二 理事等が、一般業務の遂行のために居住地、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスと用務地との間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、乗車運賃の全額を支給する。
- 三 前二項に定める移動の際、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、本会が合理的な支給額を計算する。ただし、理事等は、第一項及び第二項に定める移動の際、合理的な経路ではない経路で移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、重複しない範囲で、交通費を支給する。
- 四 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(帰省中の理事及び総務に対する交通費の支給)

第六条

- 一 その不在によって本会の業務に重大な支障が生じる可能性が認められる理事又は総務が、本会の業務の遂行のために扶養者の居住地から東京大学駒場キャンパスへ移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、移動にかかる料金の全額を支給する。ただし、申請者は、業務が終了し次第、同一の区間で扶養者の居住地へ移動しなければならない。
- 二 前項に掲げる移動で支払う交通費の支給にかかる申請は、往復分の使用済み乗車券の提出をもって行う。
- 三 本条第一項に定める支給が行われる際には、支給額が高額であること及び原資が学生からの学友会費であることに鑑み、理事会は、以下の各号を検討し、問題なしと求められた場合に限り、支給することができる。
 - (ア) 支給対象となる理事等の、業務と帰省の日程調整に係る故意または過失がないか
 - (イ) 他に合理的な交通手段がなかったか

■ 第三章 補則

(改廃)

第七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。